

令和7年第4回（定例会）吉備中央町議会会議録（4日目）

1. 令和7年12月18日 午前 9時30分 開議

2. 令和7年12月18日 午前10時48分 閉会

3. 会議の区別 定例会

4. 会議の場所 吉備中央町議会議場

5. 出席議員

1番	日名由香	2番	渡邊順子
3番	我妻瑛子	4番	高森学
5番	丸山節夫	6番	河上真智子
7番	平澤一浩	8番	山崎誠
10番	片岡昭彦	11番	黒田員米
12番	西山宗弘		

6. 欠席議員

9番 石井壽富

7. 会議録署名議員

3番 我妻瑛子 4番 高森学

8. 議場に出席した議会事務局職員

議会事務局長 早川順治 書記 岩崎啓子

9. 説明のため出席した者の職氏名

町長	山本雅則	副町長	岡田清
教育長	石井孝典	会計管理者	大森初恵
総務課長	山本敦志	税務課長	石伊利光
企画課長	大樫隆志	協働推進課長	大月道広
住民課長	宮田慎治	福祉課長	古林直樹
保健課長	塚田恵子	子育て推進課長	片山和子
農林課長	石坂晃則	建設課長	大月豊
水道課長	檜寄秀徳	教委事務局長	中山仁
定住促進課長	荒谷哲也	加茂川総合事務所長	岡崎直樹

10. 議事日程

日程第 1		会議録署名議員の指名について
日程第 2	議案第 57 号	吉備中央町印鑑条例の一部を改正する条例について
日程第 3	議案第 58 号	吉備中央町議会議員及び吉備中央町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例について
日程第 4	議案第 59 号	吉備中央町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
日程第 5	議案第 60 号	吉備中央町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について
日程第 6	議案第 61 号	吉備中央町火入れに関する条例の一部を改正する条例について
日程第 7	議案第 62 号	岡山県市町村税整理組合を組織する市町村数の増加等及び岡山県市町村税整理組合規約の変更について
日程第 8	議案第 63 号	岡山県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の減少及び岡山県市町村総合事務組合規約の変更について
日程第 9	議案第 64 号	吉備中央町過疎地域持続的発展市町村計画を定めることについて
日程第 10	議案第 65 号	令和 7 年度吉備中央町一般会計補正予算について
日程第 11	議案第 66 号	令和 7 年度吉備中央町国民健康保険特別会計補正予算について
日程第 12	議案第 67 号	令和 7 年度吉備中央町介護保険特別会計補正予算について
日程第 13	議案第 68 号	令和 7 年度吉備中央町後期高齢者医療特別会計補正予算について
日程第 14	議案第 69 号	令和 7 年度吉備中央町上水道事業会計補正予算について
日程第 15	議案第 70 号	令和 7 年度吉備中央町下水道事業会計補正予算について

(追加日程)

追加日程第1	議案第71号	吉備中央町特別職の職員で常勤のものの諸給与条例等の一部を改正する条例について
追加日程第2	議案第72号	令和7年度吉備中央町一般会計補正予算について
追加日程第3	議案第73号	令和7年度吉備中央町介護保険特別会計補正予算について
追加日程第4	議案第74号	令和7年度吉備中央町上水道事業会計補正予算について
追加日程第5	議案第75号	令和7年度吉備中央町下水道事業会計補正予算について
追加日程第6	発議第5号	所得補償制度の実現を求める意見書について
追加日程第7	発議第6号	最高裁判決に基づきすべての生活保護利用者に対する速やかな被害回復措置を求める意見書について
追加日程第8		閉会中の特定事件(所管事務)の調査について

1 1. 会議に付した議案の題目及びその結果

議案第57号	吉備中央町印鑑条例の一部を改正する条例について	可決
議案第58号	吉備中央町議会議員及び吉備中央町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例について	可決
議案第59号	吉備中央町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について	可決
議案第60号	吉備中央町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について	可決
議案第61号	吉備中央町火入れに関する条例の一部を改正する条例について	可決
議案第62号	岡山県市町村税整理組合を組織する市町村数の増加等及び岡山県市町村税整理組合規約の変更について	可決
議案第63号	岡山県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の減少及び岡山県市町村総合事務組合規約の変更について	可決

議案第 6 4 号	吉備中央町過疎地域持続的発展市町村計画を定めること について	可決
議案第 6 5 号	令和 7 年度吉備中央町一般会計補正予算について	可決
議案第 6 6 号	令和 7 年度吉備中央町国民健康保険特別会計補正予算に ついて	可決
議案第 6 7 号	令和 7 年度吉備中央町介護保険特別会計補正予算につい て	可決
議案第 6 8 号	令和 7 年度吉備中央町後期高齢者医療特別会計補正予算 について	可決
議案第 6 9 号	令和 7 年度吉備中央町上水道事業会計補正予算について	可決
議案第 7 0 号	令和 7 年度吉備中央町下水道事業会計補正予算について	可決
議案第 7 1 号	吉備中央町特別職の職員で常勤のものとの諸給与条例等の 一部を改正する条例について	可決
議案第 7 2 号	令和 7 年度吉備中央町一般会計補正予算について	可決
議案第 7 3 号	令和 7 年度吉備中央町介護保険特別会計補正予算につい て	可決
議案第 7 4 号	令和 7 年度吉備中央町上水道事業会計補正予算について	可決
議案第 7 5 号	令和 7 年度吉備中央町下水道事業会計補正予算について	可決
発議第 5 号	所得補償制度の実現を求める意見書について	可決
発議第 6 号	最高裁判決に基づきすべての生活保護利用者に対する速 やかな被害回復措置を求める意見書について 閉会中の特定事件（所管事務）の調査について	可決 決定

午前 9時30分 開 議

○議長（西山宗弘君）

おはようございます。

ただいまの出席議員は11名です。9番、石井壽富君が所用のため欠席です。

定足数に達していますので、これより直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

~~~~~

○議長（西山宗弘君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において、3番、我妻瑛子君、4番、高森学君を指名します。

~~~~~

○議長（西山宗弘君）

日程第2、議案第57号、吉備中央町印鑑条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

御質疑はございませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（西山宗弘君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（西山宗弘君）

討論なしと認めます。

採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（西山宗弘君）

全員賛成です。したがって、議案第57号、吉備中央町印鑑条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（西山宗弘君）

日程第3、議案第58号、吉備中央町議会議員及び吉備中央町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

御質疑はございませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（西山宗弘君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（西山宗弘君）

討論なしと認めます。

採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（西山宗弘君）

全員賛成です。したがって、議案第58号、吉備中央町議会議員及び吉備中央町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（西山宗弘君）

日程第4、議案第59号、吉備中央町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

御質疑はございませんか。

11番、黒田員米君。

○11番（黒田員米君）

本案件について異議を唱える話ではなくて、この中の一つであります有機フッ素化合物に関する対策委員会、これ、今回、一応、皆さん方には0円で働いていただくというふうな方針になっています。これはもうあくまでも行政サイドがそれを目途にやったわけではなくて、地域の皆さん方が、自分たちのことなので、やっぱり我々が協力できる部分はしていかなければいけないのではないかというようなお話の中からこういうことが生まれてきたということ、ぜひ執行部側にも再度確認をしておきたいので、その思いがきちんと伝わってるかどうかだけ、お答えいただきたいと思います。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

山本町長。

○町長（山本雅則君）

もう今、議員が言われたとおりでございます。この議案を説明する中で、地元の方が、我が事だから、当然するのが当たり前だと、報酬をもらうような必要性もないんで、我々が頑張るといようなお気持ちをいただきました。それによってこのような取り計らいをしたわけでございます。

○議長（西山宗弘君）

ほかに御質疑はございませんか。

8番、山崎誠君。

○8番（山崎 誠君）

先ほどのようなことで組織の在り方も変わったわけですが、これ、今、17名だったか8名になってるのか、人数、もう少し増えたようなことを聞いてますが、議員とかは傍聴とかはできるんでしょうか、できないんでしょうか、組織が変わったことによって。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

山本町長。

○町長（山本雅則君）

この協議会につきましては、その協議会の中でいろいろと御意見を言った中で、我々は忌憚のない意見を言いたいということもありまして、傍聴のほうは、今はできません。

○議長（西山宗弘君）

ほかに御質疑はございませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（西山宗弘君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（西山宗弘君）

討論なしと認めます。

採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（西山宗弘君）

全員賛成です。したがって、議案第59号、吉備中央町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（西山宗弘君）

日程第5、議案第60号、吉備中央町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

御質疑ございませんか。

11番、黒田員米君。

○11番（黒田員米君）

本条例について、ちょっとだけ、数点、教えていただければと思います。全体とすればいいことなので、ぜひ進めてほしいなという部分なんですけども、内容について、若干教えていただければと思いますので、お尋ねしたいと思います。

第2条のところで、最低基準は明るくて衛生的な環境において適切な訓練を受けた職員

というふうな記述があります。この適切な訓練、これはどのようなものなのか、何か資格的なものをきちんと受講した人たちがこの対象になるのか。今、何も持っていない人たちには、この適切な訓練というものをしていただけるのかどうか、このあたりを教えてください。できればと思います。

次に、第15条、乳幼児に食事の提供を行うというふうに明記されているんですけども、これは、その現場において、乳幼児の方には食事提供を行う予定がもう既にあるのか。小っちゃいお子さんですから、多分、何らかの形で、短い時間の中に食事提供というか、離乳食的なものを出さなきゃいけないのかなと思うんですけども、離乳食なんかを現場で作るのか、あるいは御家族の方が離乳食を作ったものを職員に届けて、それを子どもたちに出してもらえるのか、そのあたりを教えてください。できればと思います。

あわせて、第21条のウのところになりますけれども、先ほどの質問につながるんですけども、イに掲げる施設及び設備が、あ、ごめんなさい、ここはあれじゃな、避難上有効じゃけえ、関係ないのかも分らんですけど、今の離乳食とか食事を提供するために、何かそういう調理する場所を新たに造らなければいけないのかどうか、このあたりについて教えてください。あればありがたいかと思います。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

片山子育て推進課長。

○子育て推進課長（片山和子君）

では、失礼いたします。

まず、適切な訓練を受けた者ということが記載がありますけれども、こちらとしては、保育士等を想定をしております。

それから、食事の提供につきましては、こちらは必ずしもしないといけないということではなくて、できるという条例にさせていただいておりますので、現場で提供ができる場合は、現場で提供していただく。それから、提供ができなくなりましたら、お弁当を持参をしていただくという方法となります。

それから、食事を提供するために調理場を造らないといけないのかということなんですけれども、食事を提供する場合は造らないといけないことにはなっております。

以上でございます。

○議長（西山宗弘君）

ほかに御質疑はございませんか。

11番、黒田員米君。

○11番（黒田員米君）

概略は分かりました。先ほど課長が最後に言われた食事を提供しなければいけないとなれば、それを造られると。今、あそこの現場には、多分、調理室的なものが残ってると思うんですけども、それがそのまま活用できるのか、あるいはもう少し手を入れないと、長年置いていたのでできないのか、そのあたりの説明を1つしていただきたいのと、ごめんなさい、追加になりますけど、第14条のところで、食器等及び飲用に供する水についてというふうな書き方になってるんですけども、このあたり、例題を出してあれなんですけど、放課後児童クラブなんかは、飲料水についてはもう持ってきてくださいねっていう形になっているかと思います、現状では。そして、その子どもが飲む飲料水が少なくなっなくなった場合は、現状では、今の放課後児童クラブの職員が買い置きペットボトルをそこで手渡しをしていると。最終的に保護者がペットボトルのお茶を、今度はもう一度、放課後児童クラブに返していくというような形になっているように思いますけれども、今回のここの施設についても同様のやり方なんでしょうか。それともここの条例にうたってあるような、飲用に供する水というのは、何かその施設の水道水であったりとかお茶を提供したりとか、そういうふうな形になるんでしょうか、そのあたりのことを教えていただきたいと思います。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

片山子育て推進課長。

○子育て推進課長（片山和子君）

失礼いたします。

では、まず調理場のほうが現在使えるかどうかというところなんですけれども、こちらについては、まだのそこの施設を公にはしておりません。町としましても、町内の施設のほうを、一時預かり等をしている施設を利用ができたらと思っでは考えております。そちらの施設のことを言われていらっしゃるのであれば、施設のほうはこれから確認のほうもしてまいりますし、若干、保育園が閉鎖した後も使っているという状況もありますので、そちらのほうは確認をして、使えるようにできていけたらと思っております。

それから、第14条の飲用に供する水についてですけども、こちらについては、一時

預かりと同じように、飲物については持ってきていただいたりとか、あと調理をする場合は町の浄水のほうを使ったりとかというような状況を想定をしております。

以上でございます。

○議長（西山宗弘君）

ほかに御質疑はございませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（西山宗弘君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（西山宗弘君）

討論なしと認めます。

採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（西山宗弘君）

全員賛成です。したがって、議案第60号、吉備中央町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例については原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（西山宗弘君）

日程第6、議案第61号、吉備中央町火入れに関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

御質疑はございませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（西山宗弘君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（西山宗弘君）

討論なしと認めます。

採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（西山宗弘君）

全員賛成です。したがって、議案第61号、吉備中央町火入れに関する条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（西山宗弘君）

日程第7、議案第62号、岡山県市町村税整理組合を組織する市町村数の増加等及び岡山県市町村税整理組合規約の変更についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

御質疑はございませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（西山宗弘君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（西山宗弘君）

討論なしと認めます。

採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（西山宗弘君）

全員賛成です。したがって、議案第62号、岡山市町村税整理組合を組織する市町村数の増加等及び岡山市町村税整理組合規約の変更については原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（西山宗弘君）

日程第8、議案第63号、岡山市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の減少及び岡山市町村総合事務組合規約の変更についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

御質疑はございませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（西山宗弘君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（西山宗弘君）

討論なしと認めます。

採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（西山宗弘君）

全員賛成です。したがって、議案第63号、岡山市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の減少及び岡山市町村総合事務組合規約の変更については原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（西山宗弘君）

日程第9、議案第64号、吉備中央町過疎地域持続的発展市町村計画を定めることについてを議題とします。

これより質疑に入ります。

御質疑はございませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（西山宗弘君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（西山宗弘君）

討論なしと認めます。

採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（西山宗弘君）

全員賛成です。したがって、議案第64号、吉備中央町過疎地域持続的発展市町村計画を定めることについては原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（西山宗弘君）

日程第10、議案藍65号、令和7年度吉備中央町一般会計補正予算についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

御質疑はございませんか。

3番、我妻瑛子君。

○3番（我妻瑛子君）

1点、お伺いします。

補正予算の16ページにあります、おかやま元気！集落活動促進支援事業補助金、375万円の減額となっております。6年度においても、75万円の予算で0円ということで決算で報告されておりました。令和7年度予算に関しては、これが5倍の予算を取っているわけですが、今年度も実績がほぼゼロということになっております。これはまずその5倍に増やしたのは何か見込みがあったからなのかということと、それが結果、また使わ

れなかったということで、どんな課題を感じておられるのかということをお聞きできたらと思います。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

大月協働推進課長。

○協働推進課長（大月道広君）

それでは、御質問にお答えいたします。

まず、今年度、事業を予定されておりました団体の方が、今年度、交付対象を予定していた事業の取組の見込みができなくなったということで、今年度、予算のほう、1団体でしたので、全額補正で落としております。

これについては、県の承認、認定といいますか、それを受けてということになります。高齢化率がかなり高いとかというふうな、いろいろ条件があるということで、取組には県の承認、認定が要るということで、なかなか事業で取り組むにはいろんな条件があるというようなことがあるということが課題であると思います。

○議長（西山宗弘君）

ほかに御質疑はございませんか。

3番、我妻瑛子君。

○3番（我妻瑛子君）

県の承認がそれに下りなかったということでよろしいでしょうか。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

大月協働推進課長。

○協働推進課長（大月道広君）

今回の件では、取組を予定されていた団体の方が、その事業を行う上で、県の承認をというよりは、もう一度、事業内容を見直すということで、申請を取りやめたというようなことでございます。

○議長（西山宗弘君）

ほかに御質疑はございませんか。

11番、黒田員米君。

○11番（黒田員米君）

1点だけ、小さなことですがお尋ねしたいと思います。

18ページの老人福祉費の中の委託料の中の福祉移送サービスがあろうかと思いますが、これが今回、増額になってきたわけなんですけども、この福祉移送サービスについての増額の理由です。利用者の方が増えてきたんだということが大きな理由かと思いますが、そのあたりを、今の担当課としてはどのように思われているのか。増えてきた理由っていうのがどういうところにあるのか、何かそういうところが分かるようであれば、お知らせをいただきたいと思います。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

古林福祉課長。

○福祉課長（古林直樹君）

御質問にお答えいたします。

4月当初に比べまして、登録者数が、透析の方が6名から9名に増えております。透析以外の、いわゆる一般的な利用ということで、29名から34人に登録者が増えているという現状でございます。透析につきましては、これはちょっと読めないといえますか、該当者が増えているということでありまして、一般というのは、高齢者の方、障害者の方が中心になるとは思いますけれども、一人暮らしの高齢者とか、なかなか送迎ができにくくなっている状況があるというふうには認識しております。

○議長（西山宗弘君）

ほかに御質疑はございませんか。

11番、黒田員米君。

○11番（黒田員米君）

いろんな要因があろうかと思うんですけど、実は私も、先日ですけども、御近所の方で今まで車に乗られていた方が、体調を崩されたりして、車を返納されて、デマンドの申請とか、この福祉タクシーの申請とかを併せてやらせていただいたところなんです。その方が、実は福祉タクシーっていうものを御存じでなかったんです、現実には。デマンドは時々、御近所へ車が来るので見たことがあるということだったんですけど、福祉タクシーについては内容を知らなかったということですので、もしかすればまだまだ町内の方でこの福祉タクシーとか、公共輸送のほかの部分も御存じでない方がいらっしゃるかも分かりませんので、このあたりは丁寧な説明をしていただいて、皆さん方によく周知していただ

けるように、併せてお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（西山宗弘君）

ほかに御質疑はございませんか。

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（西山宗弘君）

討論なしと認めます。

採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（西山宗弘君）

全員賛成です。したがって、議案第65号、令和7年度吉備中央町一般会計補正予算については原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（西山宗弘君）

日程第11、議案第66号、令和7年度吉備中央町国民健康保険特別会計補正予算についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

御質疑はございませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（西山宗弘君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（西山宗弘君）

討論なしと認めます。

採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（西山宗弘君）

全員賛成です。したがって、議案第66号、令和7年度吉備中央町国民健康保険特別会計補正予算については原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（西山宗弘君）

日程第12、議案第67号、令和7年度吉備中央町介護保険特別会計補正予算についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

御質疑はございませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（西山宗弘君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（西山宗弘君）

討論なしと認めます。

採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（西山宗弘君）

全員賛成です。したがって、議案第67号、令和7年度吉備中央町介護保険特別会計補正予算については原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（西山宗弘君）

日程第13、議案第68号、令和7年度吉備中央町後期高齢者医療特別会計補正予算についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

御質疑はございませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（西山宗弘君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（西山宗弘君）

討論なしと認めます。

採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（西山宗弘君）

全員賛成です。したがって、議案第68号、令和7年度吉備中央町後期高齢者医療特別会計補正予算については原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（西山宗弘君）

日程第14、議案第69号、令和7年度吉備中央町上水道事業会計補正予算についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。

御質疑はございませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（西山宗弘君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（西山宗弘君）

討論なしと認めます。

採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（西山宗弘君）

全員賛成です。したがって、議案第69号、令和7年度吉備中央町上水道事業会計補正予算については原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（西山宗弘君）

日程第15、議案第70号、令和7年度吉備中央町下水道事業会計補正予算についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

御質疑はございませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（西山宗弘君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（西山宗弘君）

討論なしと認めます。

採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（西山宗弘君）

全員賛成です。したがって、議案第70号、令和7年度吉備中央町下水道事業会計補正予算については原案のとおり可決されました。

お諮りします。

ただいま町長から議案第71号、吉備中央町特別職の職員で常勤のもの諸給与条例等の一部を改正する条例について、議案第72号、令和7年度吉備中央町一般会計補正予算について、議案第73号、令和7年度吉備中央町介護保険特別会計補正予算について、議案第74号、令和7年度吉備中央町上水道事業会計補正予算について、議案第75号、令和7年度吉備中央町下水道事業会計補正予算について、山崎誠君外4名から発議第5号、所得補償制度の実現を求める意見書について、丸山節夫君外5名から発議第6号、最高裁判決に基づきすべての生活保護利用者に対する速やかな被害回復措置を求める意見書についてが提出されました。また、各常任委員長、議会運営委員長及び特別委員長から閉会中の特定事件の調査についての申出があります。

この際、これを日程に追加し、直ちに議題としたいと思えます。御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

○議長（西山宗弘君）

異議なしと認めます。したがって、議案第71号、吉備中央町特別職の職員で常勤のもの諸給与条例等の一部を改正する条例についてから議案第75号、令和7年度吉備中央町下水道事業会計補正予算について、発議第5号、所得補償制度の実現を求める意見書について、発議第6号、最高裁判決に基づきすべての生活保護利用者に対する速やかな被害回復措置を求める意見書について及び閉会中の特定事件の調査についてを日程に追加し、直ちに議題とすることに決定しました。

暫時休憩します。

午前10時01分 休憩

午前10時03分 再開

○議長（西山宗弘君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

○議長（西山宗弘君）

追加日程第1、議案第71号、吉備中央町特別職の職員で常勤のもの諸給与条例等

一部を改正する条例についてを議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

山本総務課長。

○総務課長（山本敦志君）

それでは、議案第71号を御説明いたします。

吉備中央町特別職の職員で常勤のもの諸給与条例等の一部を改正する条例について、吉備中央町特別職の職員で常勤のもの諸給与条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。令和7年12月18日提出。吉備中央町長、山本雅則。

この条例改正につきましては、令和7年度人事院勧告により国家公務員の給与改定が実施されたことを踏まえ、それぞれの条例において所要の改正を行うものでございます。

〔参考資料朗読説明〕

どうぞよろしくお願いたします。

○議長（西山宗弘君）

これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

御質疑はございませんか。

8番、山崎誠君。

○8番（山崎 誠君）

このアップの条例が可決された場合、最近ちょっと巷間聞かなくなりましたラスパイレス指数、ラスパイレス指数はどれぐらいになるんでしょうか。もしお調べだったらお答えいただきたいし、今日、突然質問なので、もしなかったら後でお知らせいただければと思います。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

山本総務課長。

○総務課長（山本敦志君）

現在のところ、まだそこまでの計算には至っておりませんので、この場での回答は控えさせていただきます。

○議長（西山宗弘君）

8番、山崎誠君。

○8番（山崎 誠君）

じゃあ、先ほど申し上げたとおり、準備とか集計ができましたら、また議長を通してお知らせいただければ、吉備中央町も財政全体は悪くないと思うんですが、職員給与のラスパイレスがどのあたりにあるのか知っておきたいので、お知らせをいただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（西山宗弘君）

ほかに御質疑はございませんか。

3番、我妻瑛子君。

○3番（我妻瑛子君）

13ページの7級の職にある者のうち、相当困難な業務を所掌する課長の職務を行うものというものを新たに追加するという説明だったかと思いますが、この相当困難な職務というのは、どういったものだと理解したらよろしいでしょうか。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

山本町長。

○町長（山本雅則君）

この相当困難な職務にあるというのは、今、管理職を総括的にまとめる課長、総務課長でございます。総務課長を吉備中央町では指して、そのことをさせていただこうと思います。

○議長（西山宗弘君）

ほかに御質疑はございませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（西山宗弘君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（西山宗弘君）

討論なしと認めます。

採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

[賛成者挙手]

○議長（西山宗弘君）

全員賛成です。したがって、議案第71号、吉備中央町特別職の職員で常勤のもの諸給与条例等の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（西山宗弘君）

追加日程第2、議案第72号、令和7年度吉備中央町一般会計補正予算についてを議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

山本総務課長。

○総務課長（山本敦志君）

それでは、議案第72号を御説明いたします。

令和7年度吉備中央町一般会計補正予算について。令和7年度吉備中央町一般会計補正予算を別紙のとおり定める。令和7年12月18日提出。吉備中央町長、山本雅則。

[予算書に基づき説明]

どうぞよろしく願いいたします。

○議長（西山宗弘君）

これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

御質疑はございませんか。

[「なし」の声]

○議長（西山宗弘君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」の声]

○議長（西山宗弘君）

討論なしと認めます。

採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（西山宗弘君）

全員賛成です。したがって、議案第72号、令和7年度吉備中央町一般会計補正予算については原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（西山宗弘君）

追加日程第3、議案第73号、令和7年度吉備中央町介護保険特別会計補正予算についてを議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

古林福祉課長。

○福祉課長（古林直樹君）

それでは、議案第73号について御説明いたします。

令和7年度吉備中央町介護保険特別会計補正予算について。令和7年度吉備中央町介護保険特別会計補正予算を別紙のとおり定める。令和7年12月18日提出。吉備中央町長、山本雅則。

〔予算書に基づき説明〕

どうぞよろしく願いいたします。

○議長（西山宗弘君）

これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

御質疑ございませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（西山宗弘君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（西山宗弘君）

討論なしと認めます。

採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（西山宗弘君）

全員賛成です。したがって、議案第73号、令和7年度吉備中央町介護保険特別会計補正予算については原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（西山宗弘君）

追加日程第4、議案第74号、令和7年度吉備中央町上水道事業会計補正予算についてを議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

檜寄水道課長。

○水道課長（檜寄秀徳君）

それでは、議案第74号について御説明いたします。

令和7年度吉備中央町上水道事業会計補正予算について。令和7年度吉備中央町上水道事業会計補正予算を別紙のとおり定める。令和7年12月18日提出。吉備中央町長、山本雅則。

〔予算書に基づき説明〕

○議長（西山宗弘君）

これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

御質疑はございませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（西山宗弘君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（西山宗弘君）

討論なしと認めます。

採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（西山宗弘君）

全員賛成です。したがって、議案第74号、令和7年度吉備中央町上水道事業会計補正予算については原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（西山宗弘君）

追加日程第5、議案第75号、令和7年度吉備中央町下水道事業会計補正予算についてを議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

檜寄水道課長。

○水道課長（檜寄秀徳君）

それでは、議案第75号について御説明いたします。

令和7年度吉備中央町下水道事業会計補正予算について。令和7年度吉備中央町下水道事業会計補正予算を別紙のとおり定める。令和7年12月18日提出。吉備中央町長、山本雅則。

〔予算書に基づき説明〕

どうぞよろしく願いいたします。

○議長（西山宗弘君）

これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

御質疑はございませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（西山宗弘君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（西山宗弘君）

討論なしと認めます。

採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（西山宗弘君）

全員賛成です。したがって、議案第75号、令和7年度吉備中央町下水道事業会計補正予算については原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（西山宗弘君）

追加日程第6、発議第5号、所得補償制度の実現を求める意見書についてを議題とします。

事務局に朗読をさせます。

○議会事務局長（早川順治君）〔発議第5号朗読〕

○議長（西山宗弘君）

ただいま発議について朗読しましたが、提出者からの補足説明がありましたらお願いをします。

〔「なし」の声〕

○議長（西山宗弘君）

本案に対して御意見、御質疑はありませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（西山宗弘君）

意見、質疑なしと認めます。

これで意見、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（西山宗弘君）

討論なしと認めます。

発議第5号について採決をします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（西山宗弘君）

全員賛成です。したがって、発議第5号、所得補償制度の実現を求める意見書については原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（西山宗弘君）

追加日程第7、発議第6号、最高裁判決に基づきすべての生活保護利用者に対する速やかな被害回復措置を求める意見書についてを議題とします。

事務局に朗読をさせます。

○議会事務局長（早川順治君）〔発議第6号朗読〕

○議長（西山宗弘君）

ただいま発議について朗読しましたが、提出者からの補足説明がありましたらお願いします。

〔「なし」の声〕

○議長（西山宗弘君）

これに対して御意見、御質疑はございませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（西山宗弘君）

意見、質疑なしと認めます。

これで意見、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（西山宗弘君）

討論なしと認めます。

発議第6号について採決をします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

[賛成者挙手]

○議長（西山宗弘君）

全員賛成です。したがって、発議第6号、最高裁判決に基づきすべての生活保護利用者に対する速やかな被害回復措置を求める意見書については原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（西山宗弘君）

追加日程第8、閉会中の特定事件の調査についてを議題とします。

各常任委員長、議会運営委員長及び特別委員長から会議規則第75条の規定により、お手元に配付しております閉会中の特定事件の調査についての申出があります。

お諮りします。

本件については各委員長申出のとおり、閉会中の調査とすることに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声]

○議長（西山宗弘君）

異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の調査とすることに決定しました。

以上をもって本定例会に付議された事件の審議は全て終了しました。

この際、町長の御挨拶があります。

○町長（山本雅則君）

閉会に当たりまして、一言御礼の御挨拶を申し上げます。

皆さん、大変お疲れさまでございます。17日間という長い期間でございましたが、その間、多くの条例改正、また補正予算等々、慎重審議を賜りまして、またその全てにおきまして原案どおり可決をいただいたことは、何よりも喜びと感じているところでございます。

いつも思うんですが、この時期、1年は早いなという思いでございます。今年もあと僅かとなりました。ぜひ皆様方、私ども共々、体調には十二分に注意をされまして、ぜひ来年が明るく輝かしい新年を迎えられますことを心より祈念をさせていただきまして、閉会の御挨拶とさせていただきます。大変ありがとうございました。

○議長（西山宗弘君）

これで令和7年第4回吉備中央町議会定例会を閉会します。

御苦労さまでございました。

午前10時48分 閉会